

情報公開・法務課 法務係
 担当：重野 靖 片桐 栄子
 026 - 235 - 7057 (直通)
 026 - 232 - 0111 (代表) 内線 2287
 026 - 235 - 7370 (FAX)
 E-mail:kokai@pref.nagano.lg.jp

令和4年 11 月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 7 件を提出予定です。

一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要						
1	<p>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表の改定及び勤勉手当について改定するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する条例</p> <table border="1" data-bbox="322 925 1423 1173"> <tr> <td data-bbox="322 925 628 1025">ア 給料表</td> <td data-bbox="628 925 1423 1025">公民較差 0.22%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1025 628 1077">イ 勤勉手当</td> <td data-bbox="628 1025 1423 1077">支給月数を 0.1 月引き上げます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1077 628 1173">ウ 昇給制度の見直し</td> <td data-bbox="628 1077 1423 1173">55 歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給しないこととします。</td> </tr> </table> <p>(2) 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>一般職の職員との均衡を考慮し、期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げます。</p> <p>(公布の日 ((1)のウは、令和 5 年 4 月 1 日) から施行し、(1)のアは令和 4 年 4 月 1 日から、(1)のイ及び(2)は同年12月 1 日から適用)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>	ア 給料表	公民較差 0.22%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。	イ 勤勉手当	支給月数を 0.1 月引き上げます。	ウ 昇給制度の見直し	55 歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給しないこととします。
ア 給料表	公民較差 0.22%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。						
イ 勤勉手当	支給月数を 0.1 月引き上げます。						
ウ 昇給制度の見直し	55 歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給しないこととします。						
2	<p>長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日 (一部の規定は、令和 5 年 4 月 1 日) から施行し、一部の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用)</p> <p>教育政策課 026-235-7487 (FAX) E-mail: kyoiku@pref.nagano.lg.jp 義務教育課 026-235-7494 (FAX) E-mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp 高校教育課 026-235-7488 (FAX) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp 特別支援教育課 026-235-7459 (FAX) E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp</p>						

3	<p>長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、令和5年1月1日、同年4月1日)から施行し、一部の規定は、令和4年4月1日から適用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
4	<p>長野県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p>自動車検査証の電子化に係る道路運送車両法の一部改正に伴い、自動車税環境性能割の納付に係る申告納付期限の規定について、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年1月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
5	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>旅券法の一部改正に伴い、次のとおり改正します。</p> <p>(1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 一般旅券の査証欄の増補に係る規定を削除するとともに、一般旅券の発給申請手続等の電子化に伴い一般旅券の返納に係る事務の規定を改めるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 長野県手数料徴収条例 ア 一般旅券が未交付のまま失効した場合において、申請者が失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請した場合の一般旅券の交付に係る手数料の額を1件につき4,000円と定めます。 イ 一般旅券の査証欄の増補の廃止に伴い、当該事務に係る手数料の額の規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月27日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文化政策課多文化共生・パスポート室 026-232-1644 (FAX) E-mail: tabunka@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

<p>6</p>	<p>長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野県森林づくり県民税について、引き続き、森林の持つ多面的機能の維持増進のための森林づくりを実施するとともに、森林の多様な利活用の推進等に係る施策を推進するため、その適用期間を5年間延長します。</p> <p>(長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)については、別紙(P4)のとおり)</p> <p>(令和5年4月1日から施行)</p> <p>森林政策課 026-234-0330 (FAX) E-mail: rinsei@pref.nagano.lg.jp</p>
<p>7</p>	<p>県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>県営住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除します。</p> <p>(令和5年1月1日から施行)</p> <p>建築住宅課公営住宅室 026-235-7479 (FAX) E-mail: jutaku@pref.nagano.lg.jp</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）について

林務部

1 趣旨

「長野県森林づくり県民税」（以下「森林税」という。）が令和4年度末で課税期限を迎えるに当たって、森林の多面的な機能を向上させるため緊急かつ重要な取組に必要な費用を、広く県民の皆様にご負担いただく超過課税の必要性等を改めて検討し、令和4年9月22日に県の考え方を基本方針案として公表。その後、県議会、パブリックコメント、県民説明会等でいただいた御意見を踏まえ、最終的にとりまとめたもの。

2 課税期間、税額

【課税期間】 令和5年4月1日から5年間

【税額】 個人県民税：年額500円、法人県民税：均等割額の5%
（県民税均等割の超過課税方式）

3 森林税を活用する取組

取組の柱、内容	金額
I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり <ul style="list-style-type: none"> ・2050 ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林を若い森林に更新する再生林を加速化（植林と初期保育に必要な標準的な経費を全額補助） ・防災・減災のために整備が必要な里山の間伐について、引き続きその整備を支援 	15.6億円
II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや整備等を支援 ・多くの方が利用する施設等について木造・木質化を推進 ・学校林や「信州やまほいく認定園」におけるフィールド整備を支援 ・まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進 	6.8億円
III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業との連携による森林整備や、健康・教育・観光などに森林を活用する森林サービス産業に取り組む団体等の支援、森林セラピー・エコツーリズム等に携わる人材の育成など森林の多面的な利活用を支援 ・森林・林業に関わる人材の裾野拡大や、他産業との兼業など多様な林業の担い手の確保・育成を支援 	2.6億円
IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期まで実施していた市町村毎の定額配分による森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編し、メニュー化して支援（支援内容：ライフライン等保全対策、河川沿いの支障木等伐採、観光地の景観や緩衝帯の整備、病虫害被害対策） 	9.0億円
V 普及啓発、評価検証	0.4億円
合計	34.4億円

4 とりまとめの背景と経過、今後に向けた取組

(1) 森林を巡る現状と課題、今後の方向性

- ▶ 2050年までのカーボンニュートラル実現のために、二酸化炭素を吸収する森林の役割は大変重要。併せて、林業振興や森林の二酸化炭素吸収量の確保を図る観点からも、森林整備を進め、生産される木材を適切に利用することが求められている。
- ▶ 本県の民有林人工林は約8割が50年生を超え、育てる時代から利用の時代を迎えており、利用可能な森林資源を次の世代に引き継ぐことに加え、森林吸収量を将来にわたって確保していくため、再生林を進めて成長の旺盛な若い森林へと更新していくことが必要
- ▶ 地方回帰の動きや生活様式の変化などに伴う多様な働き方の増加も考慮した林業人材の確保育成や、将来にわたって里山を大切に維持しつつ、身近な森林に広く親しむことができる里山づくりを進めることに加え、まちなかの緑化など、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組むことが求められている。

(2) 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理

- ▶ 県と市町村がそれぞれの役割に応じ、また、適切に連携しながら森林づくりを効果的に行っていくために、両税の活用施策に係る基本的な視点を次のとおり整理

森林税（県）	森林環境譲与税（市町村）
今後5年間で集中的に取り組むべき喫緊の課題への対応を目的とし、 <ul style="list-style-type: none">・ 全県で政策的・先導的に取り組むべき施策・ 森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策・ 県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができる施策 に活用	（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策であって） 市町村が主体となり、これまで森林所有者による手入れがされてこなかった森林の管理を持続的に進めることに主に活用

(3) 基本方針案公表後の経過及び今後に向けた取組

- ▶ 基本方針案公表後、以下のとおり県民の皆様から御意見をお寄せいただいた。
 - ・ パブリックコメント（9月22日～10月21日）
 - ・ 市町村説明会（10月5日）
 - ・ 県民説明会（10月8日～19日 4地区で開催）
 - ・ みんなで支える森林づくり県民会議（11月8日）
- ▶ 御意見を踏まえ、基本方針案の記載に所要の修正を行うとともに、多くの御意見をいただいた森林の若返り促進に関する具体的方策や森林整備に必要な担い手確保等に関して留意すべき事項を以下のとおり追記した。
 - ・ 再生林の推進に必要な各分野の運用に係る対応について整理し、計画的に進捗を図ること。特に、適正な主伐と確実な再生林を進めるに当たっては、その基準となる「長野県主伐・再生林ガイドライン（仮称）」を令和4年度中に定め、市町村と連携して事業の適切な実施や周辺環境との調和等の留意点を森林所有者や林業事業者と共有し、必要な対策を講じていくこと。
 - ・ 取組を支える林業人材については、森林税以外の財源も活用しながら、中核的な人材や多様な担い手を確保する各種施策を検討、実施していくこと。
 - ・ 毎年度、森林税活用事業の内容や目標、また、実施状況等の評価・検証について公表するとともに、県民の皆様はその効果を十分実感いただけるよう取り組むこと。